1 「ひととき保育」とは

子育て中の方が、区の事業課(もしくは区民団体(※))主催の学習会や地域活動等に参加しやすいように、その学習や活動の時間中に一時的(3時間以内)に子どもを預かる事業です。

活動を主催する<u>区の事業課(もしくは区民団体)が</u>、必要な<u>保育会場と保育者、</u> 保育謝礼等を用意してひととき保育を実施します。

※区民団体…半数以上が区内在住者、在勤者、在学者で構成される5人以上の団体(以下家庭教育学級含む)

2 ひととき保育の基本的な条件

①子ども:<u>生後5カ月以上</u>で首がすわっている子~<u>小学校就学前</u>まで

②人 数:子ども 原則として25人まで保育者 原則として15人まで

③会 場: <u>活動の会場と同じ区立施設内</u>に、<u>必ず保育用に別の会場を確保</u>する。 (会場が区立施設以外の場合は、ひととき保育制度は適用できません。)

④時 間:保育時間は<u>3時間以内</u>。(保育時間が3時間を超える活動には、この制度は 利用できません。)

⑤保育者:<u>必ず、ひととき保育者バンクに登録された保育者が保育する</u>。

⑥謝 礼:保育者への謝礼は、主催者がこの制度で決められた金額を支払う。

※区民(保護者)の方からの保育料の徴収はできません。

※<u>有料の事業(材料費などの実費相当分の徴収は除く)に対してはこの制度</u> は利用できません。

お問い合わせ先:世田谷区子ども・若者部子ども家庭課

ひととき保育担当

TEL: 03-5432-2569 FAX: 03-5432-3081